

## 資料3－2

### 砥部町公告

#### 砥部町地域公共交通網形成計画に基づく運行見直し基準の設定について

砥部町地域公共交通網形成計画（令和2年3月策定）に基づき、運行見直し基準を次のように定める。

令和4年12月1日

砥部町長 佐川秀紀



1 とべ温泉行きバス、広田のりあいタクシー及び国保診療所送迎ワゴンの運行見直し基準の設定にあたり、町として最低限確保する公共交通のサービス水準を次のように設定する。

【週1回、町内の中心市街地へ行く便を確保する】

2 上記で設定したサービス水準を踏まえ、とべ温泉行きバス、広田のりあいタクシー及び国保診療所送迎ワゴンの運行見直し基準を次のように設定する。

#### 【運行見直し基準の指標、基準値及び算出方法】

公共交通の名称	指標	基準値	算出方法
広田のりあいタクシー	運行日数	稼働率 50%未満	年間運行日数／運行予定日数
とべ温泉行きバス	利用者数	1日あたり1人未満	年間延利用者数／運行日数
国保診療所送迎ワゴン	利用者数	1日あたり1人未満	年間延利用者数／運行日数

#### 【利用促進期間】

毎年、前年度（4月から3月）の利用実績を基に基準値を算出し、見直し基準を下回った場合は、6箇月から1年程度の利用促進期間を設けた上で、なお見直し基準を下回る公共交通については、見直しを検討する。